

草津市議会議長交際費の支出及び公表に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、草津市議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出及び情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費)

第2条 議長交際費とは、議長等が、草津市議会を代表し、対外的活動をするために必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(議長交際費の支出)

第3条 議長交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において行うものとする。

(支出区分)

第4条 議長交際費の支出区分は、支出の内容により、次のとおりとする。

- (1) 慶 祝 祝賀会やお祝い等に係る経費
- (2) 弔 慰 市政、市議会関係者等及びその親族の葬儀等における香典、供花等に係る経費
- (3) 見 舞 市政、市議会関係者等の病気や事故、災害等による見舞に係る経費
- (4) 会 費 会費を必要とする会合等への参加等に係る経費
- (5) 接 遇 他の自治体の議会や各種団体への訪問、折衝の際の土産、国内外からの公式訪問及び姉妹都市、友好都市等への訪問、受け入れの際の記念品や飲食に係る経費
- (6) その他 前各号に掲げる支出区分以外の市政、市議会運営に資するための経費

(支出基準)

第5条 前条に規定する支出区分に対応する一般的な支出金額の基準は、別表のとおりとする。

(議長交際費の公表)

第6条 議長交際費の公表については、その内容を、支出相手方のプライバシーに関する情報を除き、毎月当月分を翌月末までに草津市議会のホームページに掲載するとともに議会事務局において閲覧に供することにより行う。

なお、議長交際費の閲覧等の期間は、文書保存年限（5年）を限度とする。

(議長交際費の見直し)

第7条 議長は、議長交際費の支出内容又は金額が、市民感覚と合致したものになるよう、社会経済状況の変化等に十分配慮し、適正な執行に努めるとともに、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

付則

この規程は、平成１９年８月１日から施行し、平成１９年４月１日以後に支出のあったものについて適用する。

付則

この規程は、平成２２年１１月２２日から施行する。

付則

この規程は、平成２３年９月１２日から施行する。

付則

この規程は、令和７年７月７日から施行する。

別表（第5条関係）一般的な支出金額の基準

区 分	対象者等	金 額	備 考
(1) 慶 祝	①総会、祝賀会、起工、竣工、開所式、行事等（市政の振興に関わりのある団体および個人）	1万円以内	祝賀会等により金額が指定されている場合は、その額とする
	②激励（全国大会等への出場）	5万円以内	
(2) 弔 慰	別に定める弔慰基準による		
(3) 見 舞	①病気・事故等の見舞	1万円以内	
	②災害見舞	3万円以内	ただし、被害の程度により社会通念上妥当と認められる範囲内で適宜判断する
(4) 会 費	①会費を必要とする会合等への参加等に係る経費	会費相当額	
(5) 接 遇	①他の自治体の議会や各種団体への訪問、折衝の際の土産	社会通念上の範囲内の茶菓子等	
	②国内外からの公式訪問及び姉妹都市、友好都市等への訪問、受け入れの際の記念品や飲食に係る経費	社会通念上妥当と認められる範囲内	
(6) その他	①草津市又は草津市教育委員会が主催・後援する行事及び議長が特に必要と認めた行事に対して議長賞を交付するもの	1万円以内	
	②各種団体等の活動趣旨賛同に要する経費	1万円以内	協賛広告料については、相当額
	③その他、市議会運営上必要な交際に要する経費として議長が特に定めるもの	社会通念上妥当と認められる範囲内	

議長交際費の弔慰基準

対 象		関 係	香 典	供 花	弔 電
市議会議員	現 職	本 人	5 万円	生花 1 基又は は襷 1 対	○
		配偶者、実父母、子	—	生花 1 基又は は襷 1 対	○
	元 職	本 人	1 万円	生花 1 基又は は襷 1 対	○
国会議員	現職（地元）	本 人	3 万円	生花 1 基又は は襷 1 対	○
	現職（県内）	本 人	1 万円	—	○
	元職（地元）	本 人	—	生花 1 基又は は襷 1 対	○
県議会議員	現職（地元）	本 人	3 万円	生花 1 基又は は襷 1 対	○
	元職（地元）	本 人	—	生花 1 基又は は襷 1 対	○
国会議員、県議会議員 （地元）	現 職	配偶者、実父母	—	生花 1 基又は は襷 1 対	○
県内市議会議員	現 職	本 人	—	—	○
市 4 役 ※ 1 （元 5 役）	現 職	本 人	3 万円	生花 1 基又は は襷 1 対	○
	元 職	本 人	1 万円	—	○
市行政委員 ※ 2	現 職	本 人	—	—	○
市職員 （課長級以上）	現 職	本 人	1 万円	生花 1 基又は は襷 1 対	○
県内市長	現 職	本 人	1 万円	—	○
	元 職	本 人	—	—	○
県 2 役 ※ 3	現 職	本 人	1 万円	—	○
姉妹都市	首長・ 正副議長	本 人	1 万円	生花 1 基又は は襷 1 対	○
	議 員	本 人	1 万円	生花 1 基又は は襷 1 対	○

※ 1 「市 4 役」・・・市長、副市長、教育長、監査委員

※ 2 「市行政委員」・・・教育委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、

公平委員会委員、固定資産評価委員会委員、人権擁護委員

※3 「県2役」・・・知事、副知事

なお、香典、供花は「草津市議会」と表記し、弔電は草津市議会議長名にて行う